

議案第43号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正による長期優良住宅型総合設計制度の新設に伴い、容積率の特例許可申請手数料を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中50の11の項を50の12の項とし、50の10の項の次に次のように加える。

50の11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき	160,000円	許可申請のとき。
--	--	-------	----------	----------

別表第1の104の項中「第1項及び」を削り、「交付」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）」を加える。

別表第1中135の項及び136の項を削り、137の項を135の項とし、138の項から144の項までを2項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の104の項の規定は、令和4年6月1日から適用する。